

設置主体：千葉県

設置が想定されている場所

- ・県庁中庁舎 1 階東側ロビー

設置場所に求められる事項

- ①被災していない場所
- ②県災害対策本部と連携が容易な場所
- ③市町村災害ボランティアセンター等被災地との情報交換が得られやすい場所（機能を有しているところ）
- ④通信機器（電話、パソコン、FAX、コピー機）等が整備されている場所、もしくは、それらが設置可能な場所

運営主体：千葉県災害ボランティアセンター連絡会

※千葉県地域防災計画ボランティア協力計画より

— 趣 旨 —

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

機能及び主な役割

被災地に設置される災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、県災害対策本部や県内支援社協への支援要請等調整を図るなど後方支援を行う。

総括・渉外	● 支援活動業務に関する全般 ● 県災害対策本部・県社協災害支援本部・県災害ボランティアセンター連絡会会員団体等との調整 ● スタッフのシフト表の作成等庶務的業務など ● 情報の整理・統計・入力 ● 定期的ミーティングの開催
情報収集・提供	● 被災地が混乱しないための情報センター機能を持つ ● 被災地状況、災害VC設置・運営・活動状況・ボランティア募集（または制御）、派遣依頼などの支援活動情報の掌握に努め、また関係団体への状況発信をする
調整・コーディネート	● 被災地が混乱しないための調整・リアルタイムな連絡・調整 ● 各種問い合わせ・ボランティア活動希望・企業・団体などからの申し出等の調整・コーディネート
電話相談等	● ボランティア活動希望者への相談対応（電話・来所）
先遣隊・支援隊	● 災害支援本部会議での決定事項を受け、各団体が連携・協力しながら、県社協職員と共に現地に駆けつけ、現地ニーズや状況を調査・情報収集及び災害ボランティアセンター立ち上げ支援などを行う ● 具体的な支援依頼内容の把握・伝達